

利用しやすい業務システムの構築に向けて

副会長 島 由幸 (51期)

主な担当業務：刑事弁護、刑事拘禁、刑事法、人権擁護、非弁取締、裁判員制度センター、死刑廃止、照会請求、会員サポート、情報システム、個人情報等



当たり前のことですが、当会の理事者の重要な職務に決裁というものがあります。1日に20件、30件というのは当たり前で、少し油断すると気の遠くなるような思いをしたりします。ただ幸いなことに、数年前からグループウェアを利用した電子決裁システムが導入されたことにより、理事者は、会内の執務室にいらなくても、いつでもどこでも決裁をすることができるようになりました。現在では、綱紀・懲戒・紛議調停などの一部を除く、ほぼ全ての決裁がこのシステムを利用して行われています。

他方で当会内部の会議の多くは、Zoomなどの活用によって、会館内にいらなくても参加することが可能です。そこで私は、これらのシステムを活用して、理事者室を1週間不在にするという計画を立て、ワーケーションを実践することにしました。まずは松本市の中心部から車で30～40分ほどの距離にある曹洞宗の禅寺の住職にしばらく居候させてほしいとお願いして、快諾してもらいました。このお寺は、平安時代に創建されたという由緒あるお寺なのですが、Wi-Fi設備も十分整っていて、Zoomも問題なくできるかということは、さすがに事前に確認しておきました。

実際にこのお寺に伺ったのは8月のことでしたので、委員会の予定は入っていませんでしたが、理事者会は、週2回予定されていました。この2回ともZoomでの参加とさせていただきます。また、この間の業務上の決裁は、ほぼ電子決裁で終えることもできました（ちなみに民事訴訟のWEB期日も1回こなしました）。課題もいくつかあったと思いますが、ご協力

いただいた他の理事者や職員の方たちに、この場をお借りして御礼を申し上げます。

さて当会では、遅くとも2028年度までには、現在の業務システムを刷新する必要があります。現在の業務システムは、約20年前に開発されたものであり、この間のIT技術の大きな進化に、必ずしも追いついていないところがあります。またこの間の会員数の増加やこれに伴う業務量の増加などにも必ずしも対応しきれていません。そして近年の当会の財政状況に鑑みると、億単位で発生するであろう巨額のシステム開発費用を簡単に捻出できるというわけでもありません。こうした考えのもと、当会では、①会員の利便性の向上、②職員の業務負担の軽減、③会の財政負担の軽減の観点から東京弁護士会のデジタル化を促進することを目標とした「東弁デジタル化基本計画」を策定することに致しました。

この基本計画では、当会の業務の在り方を検証した上で、実効性のあるデジタル化を促進するための体制づくりを適切に行い、会員の利便性向上、職員の業務効率を目的として、業務のデジタル化を促進することを目指し、短期・中期の計画を立案し、さらにその達成度についての検証を行っていくこととしています。この新しい業務システムは、今後数十年間の当会の業務の基幹となるもので、当会の会員や職員の業務にも大きな影響を及ぼすものですから、多年度に亘る理事者において、適切に判断・実行していく必要があるものと考えています。是非ともご協力賜りますよう、よろしくお願い致します。